

各国比較表（地位協定、国内法、運用等）

2/93.72

	国内法適用	基地の管理権	訓練・演習への関与	航空機事故	協定改定、法整備による規制の有無
日本	原則不適用	排他的管理権を認め、日本側の施設・区域内への立ち入り権なし	規制する権限なし。日本側に通報もされない	捜査を行う権利を行使しない	無
ドイツ	原則適用	政府、自治体の立ち入り権明記。緊急の場合などは事前通告不要	ドイツ側の許可、承認、同意等が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与	有
イタリア	原則適用	全基地はイタリア軍司令部のもとに置かれ、自由に立ち入り可能	イタリア軍司令官への事前通告、調整、承認を明記	イタリア検察が証拠品を押収	有
ベルギー	原則適用	基地所在自治体の立ち入り権を確保	領空飛行には国防省の許可が必要。国王は、飛行禁止措置を取れる	(未確認)	有
英国	原則適用	基地占有権は英国側が持ち、基地に英空軍の司令官を置くことと規定	空軍規則に、駐留軍の飛行を禁止、制限、条件を課すことができると規定	英国警察が現場を規制、捜索	有
オーストラリア	原則適用	立ち入り権明記	航空管制規則により規制	(未確認)	有
フィリピン	原則適用	立ち入り権明記	外国軍の空域使用には民間航空局による事前の許可が必要	(未確認)	有

(沖縄県その他国地位協定調査報告書をもとに作成)

オーストラリアへのローテーション配備を前に、解体・洗浄される米海兵隊CH53Eヘリ。作業は豊州空軍基地の立ち会いで行われています。2015年3月24日、ハワイ（米海兵隊ウェブサイトから）

